

## ※「デビットカード取引規定」の一部改定のお知らせ※

当社では、参照先規定の明確化のため、平成 27 年 4 月 6 日より、デビットカード取引規定を一部改定させていただきます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

株式会社 埼玉りそな銀行

### 【対象規定】

規定名	改定箇所
デビットカード取引規定	第 5 条（読替規定等）

### 【改定内容】

改定前	改定後
<p>第 5 条（読替規定等）</p> <p>この規定に定めのない事項については、<u>当行キャッシュカード規定、カードローン・カード規定等</u>により取扱います。</p> <p>また、カードをデビットカード取引に利用する場合における<u>キャッシュカード規定およびカードローン・カード規定</u>の適用については、<u>キャッシュカード規定第 7 条第 1 項中「預金の預入れ、払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「デビットカード取引をする場合」とし、同規定第 11 条第 2 項、第 12 条およびカードローン・カード規定中「自動機」とあるのは、「端末機」とします。</u></p>	<p>第 5 条（読替規定等）</p> <p>この規定に定めのない事項については、<u>当行キャッシュカード規定（個人用）、法人キャッシュカード規定、およびカードローン・カード規定等</u>により取扱います。</p> <p>なお、カードをデビットカード取引に利用する場合における<u>キャッシュカード規定（個人用）、法人キャッシュカード規定およびカードローン・カード規定</u>の適用については、<u>キャッシュカード規定（個人用）、法人キャッシュカード規定第 7 条第 1 項中「預金の預入れ、払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「デビットカード取引をする場合」とし、キャッシュカード規定（個人用）第 15 条、法人キャッシュカード規定第 11 条第 2 項、第 12 条、およびカードローン・カード規定中「自動機」とあるのは、「端末機」とします。</u></p>

以上